

## 令和3年度 第1回愛知県特別支援教育連携協議会 議事録

日 時 令和3年8月27日（金）  
午後2時から午後3時半まで  
会 場 東大手庁舎 2階 研修室A

### 1 開会

### 2 教育委員会事務局長挨拶

本日は、第1回目の開催である。愛知県に緊急事態宣言が出された中ではあるが、本県の特別支援教育の推進にあたり、多大な御尽力をいただいていることを重ねてお礼を申し上げる。

本県では、2019年度から2023年度までの5年間を計画期間とする、第2期愛知県特別支援教育推進計画、通称、愛知・つながりプラン2023に基づき、障害の有無によって分け隔てられないことがない共生社会の実現に向けた特別支援教育の一層の推進を目指して取り組んでいる。近年、特別な支援を必要とする幼児児童生徒は増加傾向にある。

そのような状況の中、愛知県特別支援教育連携協議会の目的である、「支援情報の確実な引継ぎによる一貫した支援と教育・医療・保健・福祉・労働等の各関係機関の連携による支援体制の構築」はこれまで以上に求められているところであり、本会は、本県の特別支援教育の推進に大変重要な役割を果たす会議であると考えている。委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきたい。

### 3 会長挨拶

昨日、障害者差別解消法改正案が参議院で可決された。この改正では、私立学校における合理的配慮の提供が努力義務から義務となった。そのような中で、本県の関係機関の連携を深めるという本会の趣旨に沿って、委員の皆様の忌憚のない御意見をいただきたい。

### 4 副会長挨拶

総合教育センター相談部における、特別支援教育に関する取組を簡単に紹介する。

総合教育センターでは特別な支援を必要とする子どもやその保護者、関係する教員の相談事業や、教員を対象とした特別支援教育に関する研修・研究事業を行っている。相談は、就学前の幼児が全体の30%、小学生が50%、中学生が10%、高校生が5%、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒が5%という状況である。相談内容について、近年、最も多いのが園や学校においての具体的な支援・指導についてであり、次いで多いのが就学に関する相談であった。子どもの障害については、自閉症や発達障害が多いが、診断を受けていない幼児児童生徒も多数いる。

昨年度から通級による指導の充実に関する研究を行っている。この研究は、近年、小・中学校における通級による指導が必要な児童生徒が増加していることから、通級による指導の内容を通常の学級での生活につなげる、効果的な校内支援体制の構築を目的に、3校で進めている。研修については、第2期愛知県特別支援教育推進計画に沿って充実

を図っているところである。さらに、小・中学校に対するコンサルテーション事業も行っている。今後も、障害のある子どもや保護者に寄り添った教育相談を行うとともに、学校現場のニーズに合った研究や研修を進め、特別支援教育に関する有効な情報提供等を効果的に発信できるようにしていきたい。

参加されている委員の皆様のご意見を伺い、愛知県の特別支援教育の更なる充実に努めたい。

## 5 議事

### 〔報告事項〕

- (1) 令和2年度愛知県特別支援教連携協議会での協議内容について
- (2) 令和3年度愛知県特別支援教育体制推進事業について
- (3) 令和3年度発達障害等関連事業の事業内容について
- (4) 第2期愛知県特別支援教育推進計画の進捗状況について

—資料2～8により事務局より説明—

### 〔質疑応答〕

委員 県は特別支援学校教諭等免許状の保有率向上に努めている、と先ほどの報告にあった。小・中学校では主に若手の教員が取得して保有率を上げていると理解している。特別支援教育に関する知識や技術等は日進月歩であるため、管理職に特別支援教育についての理解がないと、若手が有効と考えられるものを提案した際、提案を理解することが難しい。要望に近いが、管理職になろうとする教員は積極的に特別支援学校教諭等免許状を取得するようにしていただきたい。

会長 特別支援学校の教員の免許状保有率は向上しているが、特別支援学級の担当者の免許状保有率は全国的に見ても低い。構造的な問題があるのか、解消する努力をしているのか、事務局から回答はあるか。

事務局 様々な機会をとらえて、小・中学校の教員の特別支援学校教諭等免許状の取得を積極的に進めるように、市町村教育委員会の指導主事等に伝えている。長期休業中に研修が多くあるので、利用するよう情報提供をしている。

### 〔協議事項〕

愛知県の特別支援教育の推進のために、関係機関が連携し、特別な支援の必要な子どもに対して生涯にわたって一貫した支援を行うための取組について

- ① 個別の教育支援計画啓発リーフレット（案）について
- ② 特別な支援の必要な子どもに対する関係機関における取組について

—事務局から協議のポイントの説明—

会長 個別の教育支援計画啓発リーフレットの案について、委員の皆様から多方面にわたる御意見をいただきたい。

委員 表紙について、「保護者の皆様へ」とあるが、これは特別支援学校の保護者は含まれているのか。

事務局 特別支援学校の保護者は対象としていない。  
委員 小・中学校で個別の教育支援計画を作成していない保護者が対象か。  
事務局 その通りである。  
委員 表紙のセリフに「子どもが学校に迷惑をかけている」とあるが、個別の教育支援計画は学校に通っている子どもの困り感や支援に必要なことを記述し、保護者・学校・施設が支援者として切れ目ない支援を行うにはどのようにすると効率がよいかというものであるととらえている。教育を受ける機会を喪失しているのは子どもなので、迷惑をかけているという表現は改めていただきたい。

会長 その通りであると考え。学校に迷惑をかけているのか、学校の環境が整わないから困り感があるのか、事務局からの回答はあるか。

事務局 「保護者が困っている」という観点から作成を考えていた。発想を転換していききたい。

委員 子どもが学校でうまく学べていない、なじめていないということを保護者が心配しているという形ならよいと考える。学びの場に参加できていないのではないか、子どもに必要なサポートが機能しているかということ保護者は心配している。別のセリフについても、悩んでいるのは保護者ではなく本人であるというスタンスで作成していただきたい。

会長 ほかにリーフレットについての御意見、御質問はあるか。  
福祉の視点からリーフレットをどのようにとらえていくとよいかについて御意見をいただきたい。

委員 見開きの下の方に福祉との連携が記述されているが、どのようにつながっているかが分かるようになるとよい。

会長 保護者向けである以上、社会資源の名前を記述するとよいという御指摘であると考え。

事務局 そのような方向で検討していきたい。

会長 医療の視点からの御意見をいただきたい。

委員 医療機関に発達障害の方が相談に来るのはケースバイケースだが、保護者を通して、園や学校につながることもあるということが記述されるとよい。

会長 ライフステージごとにどのようにつながるのかということを見通せるとよいという御指摘であると理解した。

事務局 御意見から、図の表し方について工夫が必要だと考える。

会長 幼稚園の立場からの御意見を伺いたい。

委員 幼稚園や保育園は図の始めに当たる。教師の声と同じように保育士等の声も入れていただくとありがたい。保護者も幼稚園・保育園の職員も迷いながら日々過ごしている。そのような声を入れていただくとよい。

会長 ほかに御意見はあるか。

委員 教員の声が並んでいるが、子どもや保護者の「作ってよかった」という声があるとよい。保護者の気持ちを中心にもっていくようにしたい。通常の学級で個別の教育支援計画をなかなか作成できない背景には、担任だけでは対応が難しい、サポートできる人的な余裕がないため、計画だけで終わってしまうということが考えられる。また、保護者には「個別に対応してほしい」という考えもある。個別の教育支援計画を作成してどのようなよいことがあったかをアピールする必

要がある。

また、リーフレットには、個人情報の管理について、学校と保護者のそれぞれの記述があるので、整理する必要がある。

会長 事務局に2点確認したい。1点目は、教員に個別の教育支援計画が認識されているのかについてである。教員に対して、個別の教育支援計画が重要なツールであること、また個別の教育支援計画を作成し、実行していくことの重要性を認識させる必要があるという御意見であったととらえている。2点目は、個人情報の管理の問題である。

事務局 1点目については、我々も課題ととらえている。このリーフレットは、4,000部印刷し、令和4年3月に学校に1部ずつ配付する予定である。その際、このリーフレットの使用の仕方等をまとめた資料を同時に配付し、教員もこのリーフレットを見ることで、個別の教育支援計画について改めて理解を深められるようにしたい。2点目については、整合性を図るように進めていきたい。

会長 次の協議に進めたい。特別な支援の必要な子どもに対する関係機関における取組について、まずは労働の分野における取組について報告をいただきたい。

委員 障害者就業・生活支援センターが中心となり、様々な機関で支援している。個別の教育支援計画を中心として、学校や様々な機関を束ねていくのはなかなか大変である。支援の必要な方は増加しており、支援機関も充実させるようにしている。支援の必要な方に対して効果的に対応していくことが課題と考える。

会長 市町村の取組について伺いたい。

委員 福祉と学校の連携は広がっていると感じている。医療・労働・特に就労に関する連携は、学校としてはどのようにつながっていけばよいか分からないという現状である。保護者、学校ともに、関係機関との連携ということに意識が向いてきている。

委員 市が主催して特別支援教育の連携会議を行っている。医療・労働・福祉などから様々な御意見をいただいている。

会長 特別支援教育に関する現在の状況について、また今後求められる取組について、保護者の立場からの御意見をいただきたい。

委員 特別支援教育について、どこまで保護者に浸透しているか疑問に感じている。保護者として、「特別支援」と聞くと、障害のある子どもを想像する。しかし、本会議のここまでの話を聞くと、もう少し広いものという印象を受けた。そうすると、個別の対応をどこまでするのか課題である。昨今、個別性、多様性という言葉聞くが、一人一人が違うのは当然で、どこまで個別に対応していくのか、どのように基準を満たせば個別に対応するのかというところに疑問に感じた。

一般的には「自分の子どもが特別支援学級に入った」となると、すごくマイナスのように感じられる。保護者への心理的、社会的なケアが必要である。子どもに特別な支援が必要となると、保護者は様々なことに悩む。リーフレットでは、保護者がどこに相談するとよいかを記述するとよい。また、「特別支援」に対する考え方の周知を図る必要があると感じた。

会長 支援をする側にとっては、支援機関につなげたいということだが、保護者にしてみれば、子どもには支援が本当に必要なのかということが心配であり、また子どもに障害があることを認めるのがつらいものである。そのような保護者の思い

を考えなければならないという御意見であったと考える。

委員

保護者の立場から意見させていただく。子どもの個別性に関しては、誰もが求めるものであると考える。個別の教育支援計画には、能力を発揮させるのに必要なサポートを、個別性として記述するものであると思う。個別性、特別な支援と言っているのは、その子が普通の生活をする、社会で参加するためのサポートである。また、就労したときにも、そのサポートを受けられるということである。

「特別支援学級に入ってしまった」というのは、日本の方針が特別な支援が必要な子どもを取り出しで行うとしているため、国際的なインクルーシブ教育とは違う路線をとっている。障害の重い子どもは、地域の小・中学校に通う子どもの認識から外れてしまい、特別支援学校は遠い存在である。そのため、文部科学省は特別な支援が必要な幼児児童生徒は6%いるとしているが、保護者にはその認識はない。特別な支援が必要な子どもを特別支援学級に取り出していることの弊害だと思われる。

個別の教育支援計画はサポートブックに近い。サポートブックは熱心な保護者が自分で作っていた。これを相手に伝わるように作成することは、実は難しい。個別の教育支援計画を作成してもらおうと、教員などの客観的な目で子どもを見てサポートブックに近いものを作ってもらえるし、子どもに関わる人たちとの連携に使うことができることが利点である。こういうことをリーフレットに記述し、これから通級指導教室を利用しようという保護者等に配付していただきたい。4,000部では少ないので、たくさん印刷して、教員だけでなくカウンセラーから保護者に渡すなどもしていただきたい。インターネット環境がない保護者もいるため、紙の有効性もあると考える。

会長  
委員

最後に、全体をまとめて御意見をいただきたい。

冒頭、会長から障害者差別解消法についての話があった。学校では配慮を受ける立場であるが、18歳になり社会に出たり大学に入学したりすると、意思表示をする必要がある。意思表示をする力を高めていただきたい。また、障害の重い子どもたちには、選択肢を与え、そこから選択することができるようにしていただきたい。合理的配慮については、教員は当たり前を理解していると考えていたが、夏期休業中に開いた研修会では、障害者差別解消法も合理的配慮も知らない教員が半数以上いた。特別支援学校でもこれらを知らない教員がいた。「普段配慮等をしているが、法律については不勉強であった」ということがあるので、普段から「合理的配慮」をキーワードに話を進めていただきたいと感じた。

リーフレットについては、委員の皆様から貴重な御意見をいただいたとおりである。本人、保護者の立場に立ったリーフレットを作成していただきたい。通常の学級の子どもの対象にしたリーフレットということであった。見開きには作成に当たっての相談先が担任になっているが、現状では担任に相談するとほかの教員に回される可能性が高いように感じる。特別支援学級の担任や通級指導教室担当教員は個別の教育支援計画の作成に慣れているが、今は通常の学級の担任も特別支援教育を当たり前に行わなければならない状況であるので、個別の教育支援計画を作成できる力量をつけてもらいたい。そのための研修も必要ではないかと考える。大学の授業でも特別支援教育に関する単位を必修としている。通常の学級の担任にも、個別の教育支援計画の作成から特別支援教育の推進について学べ

る環境を作っていただきたい。リーフレットに「障害」という文言があるが、「困難」にすることはできないだろうか。「disability」から「disorder」という考え方に変わりつつある。「困難」に替え、注釈に「『困難』とは困難と障害を含む」とすると、保護者の抵抗が減るのではないかと考える。

次に、私立学校と公立学校の連携について話をする。幼稚園は私立が多いと思うが、私立の幼稚園と公立の小学校との連携が課題になっていると思う。また、私立の中学校、高等学校との連携も少ないと感じる。市の連携協議会に参加すると、私立の幼稚園の園長から「どこに相談してよいか分からない」ということを聞くことがある。公立の幼稚園、保育園では様々な機関からの支援があるが、国立、私立にはないと思われる。今後の検討課題であると考えます。

愛知県や名古屋市の障害者の雇用状況についてであるが、それについて2回目の連携協議会で教えていただきたい。公的機関は2.6%であったと記憶しているが、法定雇用率を達成しているか、今の割合を誰か御存じか。そのあたりについて、公的機関が努力していることを示すことも大切である。インターンシップについては、特別支援学校については就労体験から企業に就職するということがあるが、公的機関で研修を受けた生徒は就業しているかということも検討課題であると考えます。

特別支援教育に係る研修については、若い先生だけではなく、中堅、ベテランの教員にも受けていただきたい。コロナ禍でICTの活用が進んでいると思うので、ICTの活用は当たり前でできるといえるようにしていただきたい。

現在、パラリンピックが開催されている。自分は楽しく見ているが、特別支援教育を専攻している学生に聞いても、あまり見ていないという。学生にパラリンピックを見る楽しさを伝えているところである。

最後に、もう一度リーフレットについての話になるが、便利なツールがあっても、伝える努力をしないと伝わっていかないものである。よいリーフレットを作っても、それを伝えることをしていかないと、広がっていかないと。ツールの作成と、どのように伝えていくかについて、協議を進めていただきたい。

会長 いくつか重要な視点をいただいた。第2回に向けての課題も見えてきたと感じている。これで協議を終了させていただく。出された意見は事務局で整理し、今後の特別支援教育体制推進に反映していただきたい。

## 6 その他

### —事務連絡（事務局）—

- ・ 議事録をWebページに掲載予定であること
- ・ 第2期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策について、今後も愛知県特別支援教育連携協議会等へ報告し、進捗状況の確認や評価することで、PDCAサイクルによる計画の進行管理を確実に進めていくこと

## 7 学習教育部長挨拶

本日、会長、副会長には議事運営でお世話になった。また、委員の皆様方には、特別支援教育に関わる様々な立場から本県の特別支援教育体制推進について貴重な御意見を賜り、誠にありがたい。

愛知県の特別支援教育の推進のために、各関係機関が連携し、特別な支援を必要とする子どもに対して生涯にわたって一貫した支援を行うための取組についてというテーマで協議を進めた。その中で、個別の教育支援計画啓発リーフレットの作成に向け、リーフレットがどのようなものがよいのか観点で協議を進め、特に子ども本人の目線で作成すること、また「作ってよかった」ということを伝えることが大切であることを始め、多くの前向きな御意見をいただいた。いただいた御意見を参考に、作成を進めたい。

特別な支援が必要な子どもに対して関係機関が連携して進めている取組について、福祉機関とは連携が進んでいるが、労働面との連携が課題であるという意見をいただいた。また、今後の展開についての御意見の中からは、今後の取組のヒントもいただいた。また、まだ多くの課題があるのではないかと御意見もいただいた。いただいた御意見を基に、教育・福祉・保健・医療・労働等が一体となって一貫した支援を行えるよう、関係機関のネットワーク強化に取り組んでいきたい。第2回でも、子どもたちの成長を支えるために各部局がどのように連携を深めていくか、御意見をいただきたい。

## 8 閉会